

ペルー
産業財産法

法律番号第 1397 号，2018 年 9 月 7 日公開

産業財産に関する一般規定を制定するアンデス共同体決議 486
の補足規定を承認する法律

目次

第 I 編 範囲

- 第 1 条 適用範囲
- 第 2 条 受益者
- 第 3 条 産業財産権を構成する要素
- 第 4 条 権限のある機関
- 第 5 条 権限の委任

第 II 編 登録総則

- 第 6 条 産業財産権の排他性
- 第 7 条 行為の登録
- 第 8 条 登録の無効
- 第 8A 条 特許の無効
- 第 8B 条 無効請求の要件
- 第 8C 条 無効請求についての所見
- 第 9 条 事実記載
- 第 10 条 登録及び記録の公告
- 第 11 条 非開示及び秘密保持

第 III 編 手続総則

- 第 12 条 優先権
- 第 13 条 言語
- 第 14 条 出願要件
- 第 15 条 委任状
- 第 16 条 書類の記録
- 第 17 条 証拠
- 第 18 条 出願の放棄
- 第 19 条 優先権の利益
- 第 20 条 権利の譲渡
- 第 21 条 決定の承認
- 第 22 条 手数料の返還

- 第 23 条 無謀な異議申立
- 第 24 条 手続期間
- 第 24A 条 電子的通知
- 第 25 条 手続の停止
- 第 25A 条 特許性
- 第 25B 条 発明非該当
- 第 25C 条 意匠出願の分割

第 IV 編 特許登録に関する規定

- 第 26 条 情報の開示
- 第 27 条 出願の補正
- 第 28 条 補正
- 第 29 条 クレーム
- 第 29A 条 特許性審査の通知
- 第 30 条 廃止
- 第 31 条 異議申立
- 第 31A 条 異議申立手続の終了
- 第 32 条 不合理な遅延の調整
- 第 33 条 調整の請求
- 第 34 条 調整期間
- 第 35 条 特許所有者に起因する遅延
- 第 36 条 雇用又は役務関係において開発された発明，意匠及び集積回路の配置設計
- 第 37 条 教育及び研究センターにおいてなされた発明，意匠又は集積回路の配置設計
- 第 38 条 研究のための再投資
- 第 39 条 第三者による情報の生成
- 第 39A 条 付与される権利の例外
- 第 40 条 強制ライセンス

第 V 編 保護証

- 第 41 条 保護証
- 第 42 条 申請の内容
- 第 43 条 申請の付属物
- 第 44 条 保護証の所有

第 VI 編 商標登録に関する規定

- 第 45 条 類似性の判断
- 第 46 条 記述的標識
- 第 47 条 図形標識
- 第 48 条 結合標識

- 第 49 条 概念上の類似性
- 第 50 条 商標登録出願
- 第 51 条 願書
- 第 52 条 出願日
- 第 52A 条 方式審査
- 第 52B 条 出願の正確性
- 第 53 条 廃止
- 第 54 条 異議申立
- 第 55 条 異議申立要件の補正
- 第 56 条 標識の併存
- 第 57 条 調停審理
- 第 58 条 複数区分の登録
- 第 59 条 出願の分割
- 第 60 条 登録出願の譲渡
- 第 61 条 更新申請
- 第 61A 条 登録の更新申請の提出
- 第 61B 条 登録の更新申請における不備の訂正
- 第 62 条 登録の移転
- 第 63 条 商標ライセンス
- 第 64 条 登録の変更申請
- 第 64A 条 登録の放棄
- 第 65 条 所有権の変更
- 第 66 条 登録簿の変更申請における不備の訂正
- 第 67 条 ライセンスの場合の責任
- 第 68 条 商標権に関する担保権
- 第 69 条 登録所有者の代理人又は法律上の住所の変更
- 第 70 条 登録の分割
- 第 71 条 登録の取消
- 第 72 条 取消の通知
- 第 73 条 無効の請求
- 第 73A 条 所有権回復の主張
- 第 74 条 無効の通知

第 VII 編 広告スローガンの登録に関する規定

- 第 75 条 広告スローガンの登録
- 第 76 条 広告スローガンと登録商標との関連付け

第 XI 編 団体商標の登録に関する規定

- 第 77 条 団体商標
- 第 78 条 団体商標に起因する訴訟の提起
- 第 79 条 団体商標の無効、取消及び失効

第 VIII 編 証明商標の登録に関する規定

- 第 80 条 証明商標
- 第 81 条 証明商標に起因する訴訟の提起
- 第 82 条 証明商標の無効，取消及び失効

第 IX 編 商号に関する規定

- 第 83 条 商号
- 第 84 条 証拠
- 第 85 条 廃止
- 第 86 条 商号に基づく権利の行使
- 第 87 条 追加の実施

第 X 編 原産地名称に関する規定

- 第 88 条 原産地名称
- 第 89 条 禁反言
- 第 90 条 廃止
- 第 91 条 出願の内容
- 第 92 条 異なる地理的範囲
- 第 93 条 許可の遵法性
- 第 94 条 外国での承認

第 XI 編 権利侵害手続に関する規定

第 I 章 ペルー所轄当局の権限

- 第 95 条 侵害手続の処理
- 第 96 条 知的所有権審判室の権限

第 II 章 侵害を構成する行為

- 第 97 条 侵害行為
- 第 98 条 不公正競争

第 III 章 産業財産権の侵害手続

第 1 節 当事者の請求による手続

- 第 99 条 当事者の請求による手続
- 第 100 条 住所
- 第 101 条 不備の補正
- 第 102 条 訴状への応答
- 第 103 条 証拠
- 第 104 条 立証責任
- 第 105 条 費用の負担
- 第 106 条 証拠の拒絶
- 第 107 条 職権による証拠収集行為

第 108 条 調停審理

第 109 条 事件の解決段階

第 110 条 侵害手続の時効

第 2 節 職権による侵害手続

第 111 条 職権による侵害手続

第 IV 章 予防措置

第 112 条 予防措置の請求及び変更

第 113 条 予防措置の失効

第 114 条 責任の免除

第 V 章 捜査及び査察訪問の権限

第 115 条 捜査の権限

第 116 条 虚偽の情報

第 117 条 情報要求

第 118 条 捜査手続

第 119 条 国家警察の介入

第 VI 章 制裁，最終措置及び強制的罰金

第 1 節 制裁

第 120 条 制裁

第 120A 条 遺伝資源及び伝統的知識に適用される規則の不遵守

第 121 条 制裁の決定

第 2 節 最終措置

第 122 条 最終措置

第 122A 条 提供された物理的試料の送付先

第 3 節 強制的罰金

第 123 条 罰金

第 124 条 虚偽の告発

第 4 節 罰金の減額

第 125 条 罰金の減額

第 VII 章 費用及び手数料

第 126 条 費用及び手数料

第 127 条 理由

第 VIII 章 手続の終結期間

第 128 条 手続の終結期間

第 IX 章 損害賠償

第 129 条 損害賠償

第 130 条 考慮されない収益

第 XII 編 不服申立

第 131 条 審判請求

第 132 条 不服申立

第 133 条 侵害手続における不服申立の範囲

第 134 条 不服申立の付託

第 135 条 不服申立の結果

第 XIII 編 審判手続

第 136 条 審判手続

第 136A 条 知的所有権審判室への意見書の提出

第 136B 条 重大な方向への審決禁止

第 136C 条 通知返還の不受理

第 136D 条 当局における手続規則の適用

第 137 条 証拠

第 138 条 審判室の決定

第 139 条 技術事務局の職務

第 140 条 知的所有権審判室の決定に対する異議

最終補足規定

第 1 産業財産権に関する国内法

第 2 他の標識の使用

第 3 技術報告

第 4 民事訴訟

第 5 補足適用規則

第 6 効力

第 7 標識

経過補足規定

第 1 適用

補足廃止規定

第 1 廃止規則

第 I 編 範囲

第 1 条 適用範囲

本法の目的は、ペルーの政治憲法並びに加盟している関連ある国際協定及び条約に従って、産業財産に関する一般規定を確立する決議 486 の補完的側面を規制することである。*正誤表により修正されたもの。

第 2 条 受益者

自然人若しくは法人又はその他の公的若しくは私的の主体は、国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的か、居所がペルーであるか外国かを問わず、本法令の利益を享受することができる。

本法は、経済活動のあらゆる分野に適用される。

第 3 条 産業財産権を構成する要素

本法の適用上、産業財産権の構成要素は次の通りとする。

- (a) 特許
- (b) 保護証
- (c) 実用新案特許
- (d) 意匠
- (e) 営業秘密
- (f) 集積回路配置図
- (g) 商品標章又は役務標章
- (h) 団体標章
- (i) 証明標章
- (j) 商号
- (k) 広告スローガン
- (l) 原産地名称
- (m) 地理的表示
- (n) 保護された伝統的特産品(*)

(*)2018 年 9 月 7 日に公布された法律第 1397 号の第 3 条に従い、本条の n)に言及する保証された伝統的特産品とは、製品若しくは食品に適用される伝統的な慣行に対応する伝統的な処方箋、調理方法、生産又は変形を保護し、伝統的な製品の流通経路、生産又は変形において伝統的な製品に付加価値を与えることに寄与すること、及び消費者にその特性を知らせることを目的とすることが規定されている。上記の条項は、それらを規制する最高法令の公布とともに発効する。

第 4 条 権限のある機関

4.1 公正競争知的所有権保護庁(INDECOPI)の発明新技術局は、特許、保護証、実用新案、意匠及び集積回路配置図に関係する事件(これらに関する行政手続における訴訟を含む)を審理して決定する第 1 審管轄権を有する。また、技術の使用、技術支援、基本及び詳細エンジニアリング、経営及びフランチャイズに関する外国起源のライセンスの登録も

管轄する。

4.2 INDECOPI の識別標識局は、商品又は役務の商標、商号、広告スローガン、団体商標、証明商標、原産地名称、地理的表示及び保護された伝統的特産品に関する事件(これらに関する行政手続を含む)を審理して決定する第1審管轄権を有する。また、識別標識のライセンスを含む契約登録簿及び技術移転契約登録簿も管轄する。

4.3 発明新技術局は、各委員会において、第1審において異議申立がされていない産業財産権要素の登録出願を第1審として拒絶した査定に対し提出された審判を、最終審である第2審として審理する。

4.4 識別標章局は、各委員会において、非訟手続において発出された第1審の決定に対し提出された審判を、最終審である第2審として審理する。

4.5 4.3 項 及び 4.4 項で検討された事例において、各委員会によって発出された決定により、行政手続は完了する。

4.6 INDECOPI の知的所有権審判室は、4.3 項及び 4.4 項に規定された手続に関して示された場合を除き、最終審である第2審における不服申立を審理し、解決する。

第5条 権限の委任

所轄当局は、公的又は私的の主体に対し、産業財産権に関する登録出願及びその他の記録又は書類を受領する権限を委任することができる。その場合は、前記書類は、委任を受けた主体が受領した時点で提出されたとみなされる。所轄当局は、追加の権限の委任を命じることができる。

第 II 編 登録総則

第 6 条 産業財産権の排他性

産業財産権は、その所有者に対し、保護の対象に対する排他性を与えるものとし、これら権利の正規な行使は、独占的慣行又は競争を制限する行為として制裁することができない。

第 7 条 行為の登録

産業財産権に影響を及ぼす譲渡、ライセンス、修正その他の行為は、産業財産権登録簿に登録することができる。

前段落の行為及び契約は、識別標識の登録に影響を及ぼすライセンスを除き、第三者に対してその登録時から効力を生じる。

別段の証明が提供されない限り、何人も関連する登録簿になされた登録の内容について認識していると推定され、当該内容は修正又は無効とされない限り、真正なものとみなされる。所轄当局は、それぞれの登録簿が編纂される方法を制定し、必要に応じて申請の規定を定める。

産業財産権の登録が付与されたときに作成される証明書及び前段落までに示された行為の結果として記録される記載事項は、デジタル手段によって発行することができ、その場合はデジタル署名を有していなければならない。同様に、所轄当局は、デジタル手段によって出願人が対応する証明書又は名称を利用できるようにする。

第 8 条 登録の無効

登録無効の宣言は、当該登録又はその元となる出願の何れも本法に規定するように有効でないことを遡及的に確立するものとする。

無効の遡及的効果は、登録所有者が悪意で行為した場合に生じる損害の賠償責任を無効にすることなく、次の事項には影響を及ぼさない。

- (a) 無効宣言の前に言い渡されて行使された産業財産権侵害に関する決定、及び
- (b) 無効宣言の前に存在していたライセンス契約。ただし、これらの契約が同宣言前に締結されたことを条件とする。

第 8A 条 特許の無効

特許は、その付与の拒絶を正当化する理由に基づいてのみ、取消又は無効にすることができる。ただし、発明新技術局は、詐欺、虚偽表示又は不公正な行為が生じた場合、付与された特許を無効にすることができる。

第 8B 条 無効請求の要件

請求は、発明新技術局に対して書面で行われなければならない、書類には次の事項を記載しなければならない。

- (a) 無効の対象となる証明書又は権原の正確な識別及び無効の対象となる産業財産権要素の名称。
- (b) 所有者に通知される住所の特定
- (c) 無効請求人の名称及び住所

- (d) 援用される表示を証明する委任状
- (e) 無効の根拠となる理由
- (f) 主張したい証拠の提供
- (g) 納付日の表示及び対応する手数料の納付証明書の番号。

如何なる場合にも，法律に従って発明新技術局が直接取得することができる範囲の委任状を要求する必要はない。

第 8C 条 無効請求についての所見

第 8B 条の要件が満たされない場合には，b) 項を除き，利害関係人は，無効請求が提出されなかったものとみなされる旨の警告を付して，2 就業日以内に生じた不備を補正するように通知される。

第 8B 条の b) 項に表示された要件が満たされない場合，所有者は，当該産業財産権要素を生じさせたファイルに記録されている最後の手続宛先に通知される。

無効請求は，その事項が同一の当事者間の同一の理由に基づく異議申立の対象であった場合又は同一の当事者の権利を生じさせる理由による異議申立の対象であった場合，認められない。

第 9 条 事実記載

所轄当局は，職権により又は当事者の請求により，提出された取消，無効及び立証手続の事実記載を関連する登録簿に含めるものとする。

前段落に定める手続において行政手続を終了した決定が言い渡されたときは，同様に，対応する記入を行うものとする。

第 10 条 登録及び記録の公告

次の場合を除き，登録及び記録は，係争中を含め，処理中であるか否かを問わず，公衆の閲覧に供するものとする。

- (a) 特許，実用新案及び意匠の記録が決議 486 の第 40 条，第 85 条及び第 125 条の規定に準拠する場合
- (b) 訴状が送達されるまでの産業財産権の侵害に関する記録の場合

当該手続の当事者であるか否かを問わず，何人も，対応する手数料の納付後に交付された登録事項，証明書又は権原証書のみならず，公的記録並びに登録記入事項の全部若しくは一部の単純な写し又はそれらの認証謄本を請求することができる。

第 11 条 非開示及び秘密保持

所轄の国内当局が秘密とみなされる情報を受領又は入手した場合，当該当局は，関係当事者の請求により，関連ある規則に従い，当該情報の非開示及び秘密保持を保証しなければならない。

第 III 編 手続総則

第 12 条 優先権

産業財産法における優先権は，登録出願がなされた日時によって決定される。最初の出願人に付与された優先権は，当該出願人の善意を前提とし，それゆえ，そうでないことが証明されたときは，当該優先権は認められない。

第 13 条 言語

登録出願は，スペイン語で提出されなければならない。異なる言語で作成された書類は，スペイン語翻訳文と共に提出しなければならない。認証された翻訳文を提出することは必須ではなく，単なる翻訳文を翻訳者及び関係当事者の責任において提示すれば十分である。

前段落の規定を害することなく，所轄当局は，本法で別の規定が定めている場合を除き，適当と認めるときは，書類の翻訳文の提出を免除すること又は延長不可な最長 10 就業日以内に翻訳文を要求することができる。

手続要件はスペイン語で提示することであり，そうしなかった場合は，出願は処理されない。

第 14 条 出願要件

産業財産権の処分又は譲渡行為の登録については，法律が更なる方式要件を求める場合を除き，この行為を私的証書に記載し，公証人が認証する署名で足りるものとする。書類が外国で作成される場合は，ペルーの領事官によって認証されなければならない。所有権の変更について，これが契約に起因する場合は，出願人が同人の出願に，該当する場合の次のうちの 1 を添付すれば足りる。

- (a) 公証人又は他の所轄する公的当局により認証された当該契約の写しであって，当該書類が原契約と一致していることを証明するもの。
- (b) 所有権の変更を示す契約の抄本であって，公証人又は他の所轄する公的当局により認証されなければならない。
- (c) 1994 年商標法条約に基づく規則において制定された内容の所有者と取得者双方が署名した未認証の譲渡証書。又は
- (d) 1994 年商標法条約に基づく規則において制定された内容の所有者と取得者双方が署名した未認証の譲渡書類。

所有権の変更が合併による場合は，所轄当局が交付した合併の証明書類の写しを添付すれば足るものとする。前記写しと原本との一致は，当該書類を交付した当局，公証人又は他の所轄する公的当局により証明されなければならない。

所有権の変更が契約又は合併の結果ではなく，特に，法的基準の適用又は裁判所決定の結果である場合は，当該変更の証明書類の写しを申請に添付すれば足るものとする。当該写しは，それが対応する公的機関によって交付された原本と一致することを公証人又は他の所管する公的当局によって認証されなければならない。

第 15 条 委任状

本法に基づき要求される委任状は、私的証書により記録することができる。法人の場合は、付与者が署名した地位又は権原を記録しなければならない。

登録の放棄の場合、委任状の署名は公証人が認証されなければならない。同様に、当該権限が国外で付与される場合、署名は、ペルーの領事官によって認証されるか、ハーグ条約に従ってアポステイーユが付されなければならない。

登録出願後に委任状を付与することができ、その場合は、代理人が行った行為は追認されるものとする。

第 16 条 書類の記録

手続の中で提出される書類は、その内容に対応する手続を明確に特定した、各手続番号を含まなければならない。さもなければ、当該書類は提出されなかったものとみなす。

第 17 条 証拠

所轄当局は、書類に記載された情報の真実性に関して合理的な疑義が存在する場合は、証拠の提示を要求することができる。

第 18 条 出願の放棄

本法が特定の期間を定める場合を除き、関係当事者が対応するファイルを 30 就業日間停滞させたときは、出願は自動的に放棄されるものとする。出願が解決状態にある場合は、放棄の発生しないものとする。

第 19 条 優先権の利益

優先権の利益を享受するためには、優先権を主張する出願は、優先権主張に係る出願の出願日から起算して、延長不能な次の期間内に提出しなければならない。

(a) 特許及び実用新案については 12 月、並びに

(b) 意匠及び標章の登録については 6 月

例外として、特許又は実用新案の出願について、所轄当局は、出願人が前記の 12 月の優先期間内に提出しなかった場合、優先期間の満了日から 2 月以内に優先権を回復することができる。

このためには、特許出願が 12 月の期間内に提出されなかった理由を記載した宣誓供述書に、出願人が状況に応じて勤勉に行った事実にも拘らず、これが生じたことを証明する証拠を添付して提出することにより、権利の回復を請求しなければならない。

提出された証拠が前項の規定を証明するに足らないと当局がみなす場合は、出願人に 30 就業日以内に新しい証拠を提出するよう通知し、当該期間の後に、当局は優先権の回復を受理するか否かを決定する。

第 20 条 権利の譲渡

登録出願に起因する権利の譲渡及び該当する場合のライセンスは、産業財産権を構成する要素から派生するものとする。この目的上、必要に応じて、本法第 14 条に定める手

続に従わなければならない。

第 21 条 決定の承認

産業財産権を付与する決定が承認された場合、所轄当局は、対応する証明書又は権原証書を交付する。

標識標章に関する非訟手続の場合、権利を付与する旨の決定が出されたとき、所轄当局は、当該証明書又は権原の所有者に通知する。

第 22 条 手数料の返還

本法に明示的に定める場合を除き、利害関係者が納付した手数料の返還は適用されない。

第 23 条 無謀な異議申立

産業財産権の構成要素に関する出願に対して提起された無謀な異議申立は、50 UIT 以下の罰金に処することができる。

第 24 条 手続期間

本法により規定される行政手続を処理する最長期間は、特別規則の規定又はそれぞれの手続の性質自体に起因する条件を害することなく、180 就業日とする。

第 24A 条 電子的通知

発明・新技術局、識別標識局及び公正競争知的所有権保護庁（INDECOPI）の知的所有権審判室に対する行政上の手続において、当事者は、国内における手続上の宛先に加えて、INDECOPI によって割り当てられた電子メールボックスを表示することができる。所轄当局は、管理者の同意が得られ、受領の確認が確実に検証されることを条件として、機関によって割り当てられた電子メールボックスで管理者に通知しなければならない。その場合、法律に従って、他の如何なる形式の通知よりも優先される。メールボックスによる通知方法は、地域の技術的利用可能性及び機関の供給可能性が許容するように、漸進的に適用される。

第 25 条 手続の停止

所轄当局は、行政手続の開始前に同一の事項を取り扱う司法手続が開始された場合又はそれぞれの権限のある当局の意見によれば事前の宣言を必要とし、それなしにはその前の事項を解決することができない係争若しくは非訟の問題が生じた場合に限り、自己に対して提起された手続の処理を停止する。

第 25A 条 特許性

すべての技術分野における発明は、製品であるか方法であるかを問わず、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有することを条件として、特許を受けることができる。

第 25B 条 発明非該当

次に掲げるものは、発明に該当しない。

- (a) 発見，科学的理論及び数学的方法。
- (b) 全部又は一部が天然に存在する生物。
- (c) 全部又は一部が天然に存在する生物学的材料。
- (d) 天然の生物学的プロセス。
- (e) 文学的及び美術的著作物又は著作権により保護された著作物。
- (f) 知的活動，ゲーム又は経済商業活動を実施するための計画，規則及び方法。
- (g) コンピュータプログラム又はソフトウェアそれ自体。
- (h) 情報提示の形式。

第 25C 条 意匠出願の分割

出願人は，手続中いつでも，自己の意匠出願を 2 以上の出願に分割することができる。

ただし，これらの何れも，原出願に含まれる開示の保護を拡張することはできない。

出願が 2 以上の意匠を含む場合，所轄当局は，手続中いつでも，出願人に分割を要求することができる。

各分割出願は，原出願の出願日及び該当する場合は優先日の利益を享受する。

出願を分割する場合，出願人は，対応する分割出願を作成するための必要な書類を提出しなければならない。

第 IV 編 特許登録に関する規定

第 26 条 情報の開示

決議 486 第 28 条の規定の適用上、当該技術の熟練者が発明の実施をさらに検証する必要がない場合、発明の開示は、出願日において十分に明瞭かつ完全とみなされる。同様に、出願人が特許出願時に発明を所有していたことを当該技術の熟練者に合理的に示すように説明が明瞭で、詳細かつ完全である場合、発明は十分に開示されたとみなされる。ただし、所有とは、出願人が当該発明を実施することができたこと意味すると理解される。

第 27 条 出願の補正

特許出願人は、対応する手数料を納付することにより、処理中の何れの時点でも、出願の補正を請求することができる。ただし、当初出願に含まれる開示に対応する保護範囲の拡を意味しない。

出願人は同様に、重大な誤りの補正を請求することができる。

補正が明細書のクレームに関する場合、追加するクレームの 10 クレームごとに、対応する手数料を事前に納付しなければならない。

第 28 条 補正

前条の規定を害することなく、方式審査中に、説明又はクレームに省略がある若しくはその可能性があること、又は図面が完全でないことを所轄当局が認めた場合、所轄当局は出願人に対し、2 月以内に当該所見の補正を指令することができ、そうしなかった場合は、当該省略は解決されていないとみなされる。

このためには、省略された情報は、適法に主張された優先権に含まれていなければならず、出願人は出願明細書とともに、優先権主張出願に記載された省略について出願を補正する可能性を留保する旨を陳述する宣誓供述書を提示して、これに応じなければならない。

第 29 条 クレーム

分割出願におけるクレームは、当初出願により保護されることを意図したものと同一対象を含んではならない。

出願時には、分割出願で補正されるクレームと当初出願に残るクレームとを指定しなければならない。

分割出願が、当初出願のクレームにおいて保護されることを意図したものとクレーム又は範囲が同一で含まれる場合、分割は認められない。

同一の発明対象に対して複数の特許を付与することはできないものとする。

第 29A 条 特許性審査の通知

当局は、2 回目又はその後の特許性審査に、新たな要素又は先の審査若しくは先の特許性審査に含まれていたものと異なる要素を含んでいる場合、提起された結論が繰り返されているか否かに拘らず、出願人に通知する。

以前の審査の結論が新たな要素を含めずに再現された場合、通知する義務はない。

第 30 条 廃止

第 31 条 異議申立

異議申立は、該当する場合は次のものを記載し又は添付する。

- (a) 異議申立人の特定
- (b) 異議申立人の代理人に付与された委任状
- (c) ファイルの特定
- (d) 異議申立の事実上及び法律上の根拠
- (e) 主張される事実を証明する証拠、並びに
- (f) 対応する手数料の納付日及び納付証の番号表示

上記の要件のいずれかを遵守しない場合、所轄当局は、異議申立人に対し、異議申立が提出されなかったものとみなす罰則を伴う、当該不備の補正指令を発し、指令の通知の翌日から 2 就業日の期間を与える。

第 31A 条 異議申立手続の終了

異議申立人が自己の主張を維持し、かつ、出願人が異議申立に対する応答期限が満了したとき、たとえ当該行為が当事者によって行われていなくとも、異議申立手続の終了が宣言される。

第 32 条 不合理な遅延の調整

登録手続において不合理な遅延が生じた場合、所轄当局は、当事者の請求によってのみ、特許の有効期間を調整するものとする。ただし、特許が医薬品又は医薬品の方法関する場合は本条に規定する調整は適用されない。

調整は、特許登録手続中に所轄当局が次を上回る不合理な遅延を生じさせた場合に限り一度のみ行うものとする。

- (a) 出願日から特許付与日までの 5 年間、又は
- (b) 実体審査請求から特許付与日までの 3 年間。これに該当する場合は、次の条件を満たした場合に出願がなされたものとみなす。
 - (i) 実体審査手数料納付証が提出されていること、かつ
 - (ii) 異議申立が提起されなかった特許出願については、ペルー国公報における出願公告から 6 月が経過していること、又は 1 若しくは複数の異議申立が提起された出願については、異議申立手続が終了したと宣言されていること。

第 33 条 調整の請求

調整の請求は、当該請求の失効を免れるため、特許を付与する行政上の決定が言い渡された日から 30 就業日以内に行う。

期間の計算については、特許所有者に起因する行為のために所轄当局が受けた遅延は、考慮されない。

同様に、偶発事由又は不可抗力の結果として所轄当局側の遅延が生じた場合も、特許期間は調整されない。

提出された出願を評価する場合、所轄当局は次の事項を行うものとする。

- (a) 本法第 32 条の規定に従い、出願処理における期限超過の有無を決定すること。
- (b) 不合理な遅延が何であるかを証明すること。
- (c) 本法第 32 条 (a) 及び (b) に記載する期間が同一の特許出願において生じた場合は、前段落の規定に従って不合理な遅延を判断するために考慮される延長期間は、最長の超過期間の発生から開始するものと解される。

所轄当局は、不合理な遅延の有無を証明する理由陳述書をもって決定を下し、遅延があった場合は、特許期間の調整を認める。本決定に対しては、審判請求することができる。

第 34 条 調整期間

前諸条に従い認められた調整期間は、次の規則に従う。

- (a) 認められた調整期間は、特許期間の最終日の翌日から常に開始する。
- (b) 調整の計算については、所轄当局は、遅延 2 日につき、調整 1 日とみなす。
- (c) 特許の調整期間は、特許期間中に保有されたものと同一の権利及び義務を所有者に付与し、特許の例外及び制限にも服する。

第 35 条 特許所有者に起因する遅延

特許所有者に起因する遅延は、次の通りとする。

- (a) 特許所有者が請求する延長に対応する期間
- (b) ファイルが放棄された時から審判における決定の結果として当該ファイルの処理が再開されるまでの期間。ただし、放棄の原因が所轄当局に起因していない場合に限る。
- (c) 所轄当局により判断される、出願人の行為に起因するその他の期間

第 36 条 雇用又は役務関係において開発された発明、意匠及び集積回路の配置設計

別段の合意がある場合を除き、雇用又は役務契約の過程で開発された発明、意匠及び集積回路の配置設計は、次の規則に従う。

- (a) 発明活動、意匠及び集積回路の配置設計の実施をその全部又は一部の目的とする契約又は雇用若しくは役務関係の過程において従業者がなした発明は、雇用者に帰属するものとする。ただし、雇用者は、発明、意匠又は集積回路配置設計に対する従業者の個人的な貢献、その経済的価値又は当該発明、意匠又は集積回路の配置設計の重要性が契約又は雇用若しくは役務関係の明示的又は黙示的な目的を超える場合には、従業者に十分な補償を与えなければならない。補償の額は、当事者間の合意がない場合には、略式手続規則に従って民事裁判官が定めるものとする。

(b)従業者がその職業上の活動に関連して、かつ雇用者により提供された手段又は情報を利用して発明、意匠又は集積回路の配置設計をなした場合、雇用者は、発明、意匠又は集積回路の配置設計の存在を知った時から 90 日以内に、発明、意匠又は集積回路配置設計の所有権を引き受けるか又はそれらを利用する権利を留保する権利を有することができる。雇用者が発明、意匠又は集積回路の配置設計の所有権を引き受けるか又はそれらを利用する権利を留保する場合、従業者は、会社により提供された手段又は情報及び発明、意匠又は集積回路の配置設計をなすことを可能にした雇用者の貢献を考慮して、発明、意匠又は集積回路の配置設計の産業上及び経済上の重要性に応じた適切な補償を受ける権利を有するものとする。補償の額は、当事者間の合意がない場合には、略式手続の規則に従って民事裁判官により決定される。

(c)雇用関係の期間中又は役務提供契約の履行中に開発された発明、意匠及び集積回路の配置設計であって、その履行において(a)及び(b)に規定された状況が生じないものは、専らその発明者又は設計者に帰属するものとする。

第 37 条 教育及び研究センターにおいてなされた発明、意匠又は集積回路の配置設計
前条において制定された規則は、その教授又は研究者が行った発明、意匠又は集積回路の配置設計に関して大学、研究機関その他の教育及び研究センターに適用されるものとする。ただし、別段の規定が当該主体の定款又は手順規則に含まれる場合を除く。企業が発明活動、意匠又は集積回路の配置設計を含む研究を実施するために大学、研究機関その他の教育又は研究センターと契約を締結した場合、本条において制定される規則は、契約した研究機関の教授又は研究者がなした発明に関して、当該企業に適用されるものとする。これに該当する場合は、本法第 36 条(a)及び(b)に基づく適切な補償は、契約主体と合意した補償とは別に、当該発明、意匠及び集積回路の配置設計を作成した教授又は研究者に対して企業が直接、支払わなければならない。

第 38 条 研究のための再投資

研究、意匠及び集積回路の配置設計のために国の資金援助を受けている主体は、継続的な研究資金を創出し、研究者を奨励し、受領したイノベーションの利益を分配することを目的として、受領したロイヤリティの一部を当該発明、意匠及び集積回路の配置設計の商業化に再投資しなければならない。

第 39 条 第三者による情報の生成

第三者は、特許所有者の排他的権利を害することなく、ペルーにおいて医薬品又は農薬の市販承認申請を裏付けるのに必要な情報を生成する目的に限り、当該特許により保護される主題を実施することができる。

前段落に従い製造された製品は、特許の有効期間が満了した後に当該製品を販売するための承認要件を遵守する目的に限り、情報の生成のために製造、使用、販売、販売の申出又は国内へ輸入することができる。同様に、ペルーにおける市販承認要件を満たす目的に限り、当該製品は輸出することができる。

第 39A 条 付与される権利の例外

アンデス共同体委員会の決議 486 第 53 条に規定する限定的例外が、特許の通常の実施を不当に損なうか又は特許所有者の正当な利益を不当に害する場合、特許所有者は、第三者の正当な利益を考慮の上、当該決議第 52 条に規定する権利を行使することができる。

第 40 条 強制ライセンス

公共の利益、緊急事態又は国家安全保障上の理由、すなわち、国家の緊急事態若しくはその他の極めて緊急性の高い状況が存在し、その存在を最高法令により宣言したとき、又は非商業的な公共使用の場合は、かつ、これらの理由が存続している間に限り、特許はいつでも強制ライセンスの対象とすることができる。この場合は、請求されたライセンスは付与されるものとする。合理的に可能な場合には、ライセンスの対象特許の所有者に速やかに通知される。

所轄国家当局は、強制ライセンスの範囲及び延長を定めるものとし、特に、付与される期間、ライセンスの対象、経済的補償の金額及び条件を明記する。

強制ライセンスを付与することは、特許所有者が当該特許の実施を継続する権利を損なうものではなく、当該ライセンスに関する決定も、司法審査の対象となる。

第 V 編 保護証

第 41 条 保護証

ペルーに居所があり、発明プロジェクトに従事し、その発想を公にするための何らかの仕組みを実験又は構築する必要がある発明者は、保護証を申請することができ、所轄当局は 1 年間これを付与するものとする。

第 42 条 申請の内容

申請は所轄当局に行うものとし、次のものを含まなければならない。

- (a) 申請人及び発明者の特定
- (b) 発明プロジェクトのスペイン語による名称
- (c) 当該技術の熟練者が発明を実施できるように発明プロジェクトのスペイン語による明確かつ完全な説明
- (d) 所定の申請手数料納付証

前段落に掲げる要件の何れかを欠く場合、申請は、所轄当局により処理のために受理されたとみなされず、申請日を付与されない。

第 43 条 申請の付属物

申請時には、申請に次のものを添付しなければならない。

- (a) 必要な場合は、委任状、及び
- (b) 発明プロジェクトを詳しく説明するために必要な場合は、技術計画及び図面

第 44 条 保護証の所有

保護証の所有は、その所有者に対し、保護対象年において同一の主題について権利を申請しようとする他人より優先権を与えるものとする。

第 VI 編 商標登録に関する規定

第 45 条 類似性の判断

2 標識が類似し、需要者に混同及び誤認を生じさせる虞があるか否かを立証するために、所轄当局は主として次の基準を考慮する。

- (a) 全体的な外観を考慮して相違点よりは類似点を重視する両標識の継続評価
- (b) 平均的需要者の認知度
- (c) 商品又は役務の性質及びそれぞれの市販又は提供の形式
- (d) 標識の恣意性又は空想性、市場におけるその使用、広告及び評判、並びに
- (e) 標識が同系統の標章群の 1 部か否か

第 46 条 記述的標識

記述的標識については、本法第 45 条に規定する基準に加えて、次の点を考慮しなければならない。

- (a) 外観及び称呼上の類似性
- (b) 概念上の類似性、並びに
- (c) 標識が一般的及び／又は記述的な語句を含んでいる場合は、最も識別的な語句について審査すること

第 47 条 図形標識

図形標識については、本法第 45 条に規定する基準に加えて、次の点を考慮しなければならない。

- (a) 図形が類似している場合は、外観上に同一又は類似の印象を与えるか否か
- (b) 図形が異なっている場合は、同一の概念を喚起するか否か

第 48 条 結合標識

名称及び図形要素からなる結合標識については、本法第 45 条、第 46 条及び第 47 条に規定する基準に加えて、次の点を考慮しなければならない。

- (a) 図形要素に関する名称
- (b) 概念上の類似性、及び
- (c) 標識の特徴を特定する目的で、図形要素と比較した記述的側面との関連性の大小

第 49 条 概念上の類似性

文字標識及び図形標識については、概念上の類似性を考慮する。文字標識及び結合標識については、本法第 45 条及び第 47 条に規定する基準を考慮される。図形標識及び結合標識については、本法第 47 条及び第 48 条に規定する基準を考慮される。

3 つすべての場合において、本法第 45 条に規定する基準も適用される。

第 50 条 商標登録出願

商標登録出願は、所轄当局に行うものとする。出願の分類は、1 又は複数の商品及び役務を含むことができ、かつ、次の要素を含まなければならない。

- (a) 願書
- (b) スペル、形状若しくは色彩を伴う文字標識又は色彩の有無を問わず結合された記述的標識に関する商標の場合は当該標識の複製。また立体標識又は視覚的に認識不能の標識に関する商標の場合は当該標識の図形的表示
- (c) 必要な場合は、委任状
- (d) 所定の手数料納付証
- (e) 出願した商標の登録が拒絶されないために要求される授權、並びに
- (f) 出願人がパリ条約第6条の5に基づいて規定される権利の利用を希望する場合、必要に応じて、付与当局が交付した本国の登録証

第51条 願書

商標登録出願の願書は様式に記載するものとし、次を含まなければならない。

- (a) 商標の登録請求
- (b) 出願人の名称及び住所
- (c) 出願人の国籍又は居所。出願人が法人の場合は、その所在地を表示する。
- (d) 該当する場合は、出願人の法定代理人の名称及び住所
- (e) 出願人又はその法定代理人の署名
- (f) 標章が純粹に記述的であり、スペル、形状又は色彩に関するクレームを伴わない場合の登録されるべき標章の説明、並びに
- (g) 商標登録出願の対象である商品及び／又は役務は、明示的な表示であり、商品及び役務の国際分類に関するニース協定の区分に従って分類され、その名称により指定されるもの。各区分は、商品又は役務の当該区分が属する当該分類の類番号が先行し、当該区分の分類の順に表示するものとする。

第52条 出願日

商標登録出願の出願日とは、所轄する文書処理部門による受領日とみなされる。ただし、受領時に少なくとも次のものが含まれていたことを条件とする。

- (a) 商標登録を求めている旨の表示
- (b) 出願人若しくは出願を提出する者の識別情報、又は所轄当局が当該者と通信することを可能にする識別情報。
- (c) 登録申請されている標識、すなわち、特殊な文字、形状若しくは色彩を含む文字標章、色彩の有無に拘らず結合された図形標章の場合は標識の複製、又は立体標章若しくは視覚的に認識不能の標識の場合は標章の図形的な表現
- (d) 商標登録出願の対象である商品及び／又は役務を指定する表示
- (e) 所定の手数料の納付日及び納付証明番号

商標登録出願に本条に掲げる要件が含まれていない場合は、文書処理部門は、通知日後60日以内にこれらの要件を充足させることを出願人に要求する。

当該設定期間内にこれらの要件が充足された場合は、所轄当局は要求された要件が補正された日を出願日とみなす。

当該設定期間の満了時に、出願人が要求された要件を完了しない場合、出願は、提出さ

れなかったものとみなされる。

第 52A 条 方式審査

所轄当局は、出願日から 15 就業日以内に、出願が決議 486 の第 138 条及び第 139 条に規定された要件を遵守しているか否かを審査する。

当該審査により、出願が前段落に示された要件を含んでいないことが判明した場合、所轄当局は、出願人に対し、通知日から 60 就業日以内に当該要件を充足するよう要求する。

第 52B 条 出願の正確性

出願人が第 52-A 条に示された要件を遵守した後であっても、登録出願に含まれる情報に不正確な点がある場合、所轄当局は、出願人に対し、通知日から 10 就業日以内に適切な補正又は説明を行うよう通知する。この期間は、1 回に限り、更に 10 就業日延長することができる。

第 53 条 廃止

第 54 条 異議申立

異議申立は、次の要件を充足しなければならない。

- (a) ファイルの正確な特定
- (b) 異議申立人の名称及び居所
- (c) 異議申立の代理を証明する委任状
- (d) 異議申立の理由となる根拠
- (e) 立証証拠の提出
- (f) 当該手数料の納付日及び納付証明番号の表示
- (g) 異議申立が図形又は結合標識の場合は、登録又は出願された通りに、その正確かつ明瞭な複製を添付する、及び
- (h) アンデスの異議申立の場合、現在の登録商標の証明書の写し又はその基礎となるアンデス共同体の加盟国において進行中の登録出願の写しの提示。

如何なる場合にも、法律に従って識別標識局が直接取得することができる範囲の委任状を要求する必要はない。

第 55 条 異議申立要件の補正

5.1 委任状なしに異議申立がなされた場合、異議申立当事者は、延長不可の 60 就業日の間に、委任状を提出するものとする。当該期間は、異議申立通知を送達する通知の受領日の翌日から開始するものとする。この期間が満了した場合は、異議申立は提出されなかったものとみなされる。当初の委任状を提出しなくても、手続の停止とはならないものとする。前条 d) 及び f) の規定に従わない場合、所轄当局は、要求通知日の翌日から 2 就業日以内に、異議申立当事者にその省略を是正するよう要求し、そうしない場合は、異議申立は提出されなかったとみなされる。如何なる場合にも、法律に従って識別標識局が直接取得することができる範囲の委任状を要求する必要はない。

55.2 第 54 条(h)の規定が遵守されない場合、所轄当局は、異議申立人に対し、その不備の補正指令を発し、その指令は通知された日の翌日から起算して 2 就業日の期間を与える。ただし、当該指令は異議申立の理由として考慮しないこと、及び、当該指令に応じない場合、アンデスの異議申立が提出されなかったものとみなす、との警告の下に発せられるものとする。

55.3 無謀な異議申立は、50 UIT 以下の罰金に処することができる。

第 56 条 標識の併存

手続の両当事者は、同一又は類似の標識の併存に合意することができる。ただし、併存が需要者の一般利益に影響を及ぼさないことを所轄当局が認めることを条件とする。異議申立がなされなかった登録出願の審査においても、併存合意は考慮される。

第 57 条 調停審理

手続の何れの段階においても、所轄当局は両当事者を調停審理に召喚することができる。審理は、所轄当局が任命する者が審理する。両当事者が係争中の事項に関して合意に達し、この合意が第三者の権利に影響を及ぼさない場合、当該合意を陳述した証書が作成され、執行力を有する。

第 58 条 複数区分の登録

1 の出願が商品及び役務の国際分類に関するニース協定の複数の区分に属する商品及び／又は役務を含む場合、この出願は 1 の登録を生じる。

指定の商品又は役務を識別する登録商標の所有者は、同一の標識について新たな登録を得ることができる。ただし、この標識が原登録の対象でない商品又は役務を指定することを条件とする。新規登録出願は、登録処理に関する本法に定める手順に従って、別途処理される。

第 59 条 出願の分割

商標出願が複数の商品及び／又は役務を含む場合、出願人は、当該出願を 2 以上の分割出願として、原出願に記載された商品又は役務を分割することができる。

分割出願は、出願日及び優先権があればそれを維持するものとする。

分割出願は、手続中いつでも申請することができる。このためには、出願人は、当初出願から組み直して、対応する分割出願を編成し、商品及び役務を区分別に分類したことを示す分割出願を提出しなければならない。分割出願には、当該日に署名された書類及び対応する手数料の納付証を添付する。

所轄当局は、分割出願を受領したときは、この出願が前段落に定める要件を満たしているか否かを審査する。瑕疵又は不備に気付いた場合は、10 日以内にこれを補正するように出願人に通知する。瑕疵が補正されない場合、分割出願はされなかったとみなされ、原出願が継続して処理される。

分割出願が受理された場合、所轄当局は、各分割出願について新ファイルを作成し、原出願の完全な写しを各分割出願に含めるものとする。

所轄当局は、各分割出願に新番号を割り当ててものとする。

第 60 条 登録出願の譲渡

60.1 手続中の登録出願の譲渡については、該当する場合、第 14 条の規定を適用する。

60.2 譲受人は、代理人(該当する場合)及び手続から生ずる通知が今後送達されなければならない住所を指定して、手続に自ら出頭しなければならない。

60.3 譲渡が商号の登録申請に関するものである場合、申請者は、該当する場合、譲渡された商号が使用されていた会社又は事業所の譲渡を追加的に証明しなければならない。

第 61 条 更新申請

決議 486 の第 153 条に示された期限外に提出された登録の更新申請は、処理が認められない。

第 61A 条 登録の更新申請の提出

所有者又は正当な利害関係を有する者による登録の更新申請は、該当する第 50 条及び第 51 条に規定された要件を遵守して、所轄当局に提出されなければならない。

第 61B 条 登録の更新申請における不備の訂正

審査の結果、登録更新出願が本法令に定められた方式要件を遵守していないことが判明した場合、所轄当局は申請人に通知し、通知後 30 就業日以内に不備を訂正しなければならない。所定の期間が満了しても不備が訂正されない場合、当該出願は放棄されたものとみなされ、手続は終了する。

手数料の納付の場合、2 就業日の期間が付与される。所定の期間の満了時にそれぞれの納付が認定されなかった場合、申請は提出されなかったものとみなされる。

第 62 条 登録の移転

登録商標は、特に生存者の間の行為又は相続により、それが帰属する企業の有無を問わず移転することができる。

商標登録の移転は、所轄当局において登録することができる。登録しなかった場合は、第三者に対し移転の効力が及ばない。

登録の目的上、移転は書面で行うものとする。

利害関係人は、移転の登録を申請することができる。ただし、移転が混同の危険につながり得る場合、所轄当局はこの登録を拒絶することができる。

商標移転契約の登録請求に対しては、続く法的措置を害することなく、異議申立を一切することはできない。

第 63 条 商標ライセンス

63.1 登録商標の所有者又は登録手続中の商標所有者は、当該商標を使用するためのライセンスを 1 又は複数の第三者に与えることができる。使用ライセンスは、所轄当局において登録することができる。

63.2 利害関係人は、ライセンス登録を請求することができる。

63.3 登録の目的上、ライセンス付与は書面によるものでなければならず、契約に起因する変更のために定められた手続に関する第 14 条の関連条項が適用される。

63.4 商標ライセンス契約の登録請求に対しては、該当する法的措置を害することなく、異議申立を行うことができない。

第 64 条 登録の変更申請

登録簿に影響を及ぼす変更及びその他の行為の登録申請は、本法第 50 条及び第 51 条に定める要件並びに該当する場合は本法第 14 条に定める要件を遵守して、所轄当局に提出することができる。

登録簿に影響を及ぼす変更及びその他の行為の登録申請については、該当する法的措置を害することなく、異議申立を行うことができない。

第 64A 条 登録の放棄

64A.1 登録の全部又は一部の放棄の申請は、書面により、かつ、正当に署名されなければならない。

64A.2 審査の結果、前記申請が第 64 条に定める方式要件に適合していないことが判明した場合、所轄当局は、必要に応じて、出願人に通知し、通知後 30 就業日以内に不備を修正することができるものとする。所定の期間が満了しても不備が修正されない場合、申請は放棄されたものとみなされ、手続は終了する。

64A.3 手数料の納付については、2 就業日の期間が与えられる。所定の期間の満了時に、納付が認められなかった場合、申請は提出されなかったものとみなされる。

第 65 条 所有権の変更

所有者の登録に列举された商品及び／又は役務のすべてには所有権の変更が影響を及ぼさない場合、所有権が変更された対象である商品及び／又は役務に関して別個の記録が作成されるものとする。

第 66 条 登録簿の変更申請における不備の訂正

66.1 審査により、登録を変更する行為の登録申請が本法において定める方式要件を遵守しないことが判明した場合、所轄当局は、通知後 60 就業日以内に不備を訂正することを申請人に通知する。規定された期間の満了時に不備が訂正されていない場合、申請は

放棄されたとみなされ、手続は終了する。

66.2 手数料の納付については、2 就業日が付与される。規定された期間の満了時に不備が訂正されない場合、申請はなかったものとみなされ、手続は終了する。

第 67 条 ライセンスの場合の責任

商標ライセンスの場合、ライセンシーは、その生産者又は提供者であるものとして、ライセンス対象の商品又は役務の品質及び適合性に関する責任を需要者に対して負うものとする。

第 68 条 商標権に関する担保権

商標権は、担保としての使用又はその他の権利の対象とすることができる。同様に、商標は、商標を使用する企業又は事業とは独立して、差押の対象とすることができ、強制執行手続に起因する措置の対象とすることができる。前記の権利及び措置を第三者に対して効力を及ぼすためには、それらを関連する登録簿に記録されなければならない。

第 69 条 登録所有者の代理人又は法律上の住所の変更

登録又はライセンスの有効期間中に、識別標識の所有者に関する代理人又は法律上の住所について何らかの変更がある場合、識別標識の所有権の変更を伴う登録、更新又は変更する行為の何れであっても該当するとき、登録所有者は、最後の登録の包袋に書類を提出して所轄当局に通知しなければならない。

第 70 条 登録の分割

商標登録が複数の商品及び／又は役務を含む場合、所有者はいつでも当該登録を 2 以上の登録に分割して、当初登録に列挙された商品又は役務を配分することができ、そのためには、該当する場合、本法第 50 条及び第 51 条に定める要件を充足する必要がある。所轄当局は、各分割の手数料の納付について定めるものとする。登録分割については、該当する場合は、登録出願の分割の手順に従う。

第 71 条 登録の取消

71.1 商標登録の取消請求は、所轄当局に提出するものとし、該当する場合は、本法第 54 条に定める手順に従う。同様に、本法第 55 条及び第 57 条の規定を適用する場合がある。

71.2 取消請求が対応する委任状を添付せずに提出された場合、当該請求人は、それを提出するために延長不可の 60 就業日の期間が与えられる。当該要件が訂正された場合、取消請求は被請求人に転送される。そうでなく当該期間が満了した場合、取消請求は提出されなかったものとみなされる。如何なる場合にも、法律に従って識別標識局が直接取得することができる範囲の委任状を要求する必要はない。

71.3 防御の手段としての商標の取消請求は、登録される商標の出願人が自己に対して提起された異議申立に対して、それが処理されるのと同じ包袋において応答するときに援用されなければならない。この目的上、防御の手段としての取消請求は、対応する手数料の納付日及び納付証明番号の表示を含まなければならない。

第 72 条 取消の通知

所轄当局は、登録所有者に対し、本法第 69 条の規定に従って、当該申請の対象である商標の登録、更新又は変更の行為の申請において表示された所有書の住所に、取消請求を通知する。登録の所有者が上記に定められた基準に従って通知を受けることができない場合、所轄当局に通知される前に処理された無効又は取消手続において登録の所有者が指定した最後の宛先に取消請求を通知する。

前段落の規定に従って登録所有者に通知できない場合は、民事訴訟法の規定に従い布告による通知を出すものとする。通知費用は、取消請求者が負担する。

第 73 条 無効の請求

商標登録の無効請求は、所轄当局に提出するものとし、該当する場合、本法第 54 条に定める条件を遵守しなければならない。

本法第 55 条、第 57 条及び第 71.2 条の規定が適用される場合がある。

事件が同一の当事者又は当該当事者から権利を取得した者の間で同一の理由に基づく異議申立の対象となっている場合、無効の請求は認められない。

第 73A 条 所有権回復の主張

決議 486「産業財産に関する一般規定」の第 237 条に基づく所有権回復の主張は、所轄当局のそれぞれの委員会に提出され、必要に応じて、第 8B 条及び第 54 条に規定された手続に従わなければならない。同様に、第 8C 条、第 73 条及び第 74 条に含まれる規定を適用する場合がある。

第 74 条 無効の通知

無効請求が受領された後、この目的で本法第 72 条に従うことを条件として、所轄当局は、2 月の期間内に所有者が理由を立証して関連するとみなされる証拠を提出することを商標所有者に通知する。当該期間の満了前に、関係当事者は、更に 2 月の延長を請求することができる。

本条に定める期間が経過した場合、所轄当局は、登録無効について判断し、決定として当事者に通知する。

第 VII 編 広告スローガンの登録に関する規定

第 75 条 広告スローガンの登録

75.1 広告スローガンの登録出願には、登録された商品及び/又は役務の商標登録証明書番号、又は該当する場合には、それが使用される登録出願番号を明記しなければならない。この要件が満たされない場合、所轄当局は、出願人に対し、通知日から 2 就業日以内に補正指令は発せられる。所定期間の満了時に、出願人が示された要件を克服しない場合、出願は提出されなかったものとみなされる。

75.2 広告スローガンの登録は、付与日から 10 年間の更新可能な期間が付与される。

75.3 広告スローガンに関連する商標登録が取消、無効又は失効する場合、前項に定める期間が満了しなくとも、広告スローガンも取消、無効及び失効が決定される。

75.4 広告スローガンに関連する商標登録について変更が請求される場合、広告スローガンの変更も請求されなければならない。

前段落に従わない場合は、商標登録の変更請求は、手続が認められない。

第 76 条 広告スローガンと登録商標との関連付け

広告スローガンの登録の有効期間中、所有者は所轄当局に対し、当該広告スローガンを自らの名義の同一の区分に登録された他の商標に関連付けることを請求することができる。該当する場合、上記の目的上、第 64 条及び第 66 条に定められた手続が適用される。

第 XI 編 団体商標の登録に関する規定

第 77 条 団体商標

決議 486 の第 180 条の規定を害することなく、団体商標は、商品の所定の品質、評判その他の性質が基本的に特定の地理的場所に起因する場合、適用される商品を特定の地理的場所を出所として特定する要素から構成することができる。

第 78 条 団体商標に起因する訴訟の提起

団体商標登録に起因する訴訟は、別段の規定が使用規約において制定されている場合を除き、その所有者が提起することができる。団体商標の所有者は、当該商標の使用を許可された者の利益のために、当該商標の無断使用を理由に被った損害に対する賠償を請求することができる。

第 79 条 団体商標の無効、取消及び失効

団体商標の無効、取消又は失効は、商品及び役務の商標に適用される規則に準拠するものとする。

第 VIII 編 証明商標の登録に関する規定

第 80 条 証明商標

決議 486 の第 185 条の規定を害することなく、証明商標は、商品の所定の品質、評判その他の性質が基本的に特定の地理的場所に起因する場合、適用される商品を特定の地理的場所を出所として特定する要素から構成することができる。

第 81 条 証明商標に起因する訴訟の提起

証明商標登録に起因する訴訟は、別段の規定が使用規約において制定されている場合を除き、その所有者が提起することができる。証明商標の所有者は、当該商標の使用を許可された者の利益のために、当該商標の無断使用を理由に被った損害に対する賠償を請求することができる。

第 82 条 証明商標の無効、取消及び失効

証明商標の無効、取消又は失効は、商品及び役務の商標に適用される規則に準拠するものとする。

第 IX 編 商号に関する規定

第 83 条 商号

商号登録出願においては、商号が最初の使用日を陳述及び証明し、経済活動を明記しなければならない。所轄当局は、登録の付与にあたり、商号の最初の使用日を有する出願人に有利に決定する。

第 84 条 証拠

請求された商号の使用の認定は、その登録出願に記載されている内容に従って、当該商号が登録される予定の経済活動のそれぞれ及びすべてに関して当該商号の使用を証明する証拠の提示を通じて行われる。当該証拠は、産業財産に関する一般規定の決議 486 の第 191 条及び第 193 条に従って、登録出願の提示前の日に発行されていなければならない。

提示される証拠は、支払証票、広告及び当局が市場における商号の効果的かつ実際の使用を確信する原因となるその他の文書で構成することができる。これらにおいて、請求された標識は、願書に記載されたとおりに表示されなければならない。

登録を請求する商号の最初の使用日は、前段落に定められている事項を考慮して、最も古い証拠に記載されている日とみなす。

前記の証拠が提示されない場合、識別標識局は、出願人に対し、10 就業日の期間内に、当該不備の補正を提出することを指令する。

例外的に、当該期間は、その満了前に当事者の要請することにより、通知日の翌就業日から起算してさらに 10 就業日の期間、延長することができる。

公開の目的上、その使用が正当と認定される経済活動のみが考慮される。

第 85 条 廃止

第 86 条 商号に基づく権利の行使

使用又は登録された商号を理由に権利を行使する意思がある場合、商号所有者は、訴訟を提起する原因をなす標識により識別される経済活動と、自らの商号で識別される経済活動とが同等又は類似であり、それらに関連する一般需要者によるペルーにおける当該商号の使用又は知識を証明しなければならない。

第 87 条 追加の実施

本法及び決議 486 の商標編に関連する規定は、該当する場合、本編に適用される。

第 X 編 原産地名称に関する規定

第 88 条 原産地名称

ペルー国は、ペルーの原産地名称の所有者であり、その使用許可を付与することができる。

第 89 条 禁反言

決議 486 の第 202 条の規定に加えて、次の場合は、原産地名称を宣言することはできない。

- (a) 善意で登録出願された又は善意で既に登録済の商標と混同を生じさせる虞がある場合。
- (b) 商標の適用が商品又は役務が何れであれ、その所有者が第三者である著名商標の完全な又は部分的な複製、模倣、翻訳、翻字又は転記を構成する場合。ただし、その使用が当該第三者と、若しくはその商品若しくは役務と、混同若しくは関連性を生じさせる虞がある場合、商標の名声を不正に使用する場合、又は、その識別力又は商業的若しくは広告的価値の希釈を生じる虞がある場合に限る。

第 90 条 廃止

第 91 条 出願の内容

原産地に関係する生産者は、申請書に次のものが含まれ、かつ、添付されていることを条件として、当該指定を管理する規制審議会から、対応する使用許可を得ることができる。

- (a) 出願人の名称及び居所
- (b) 必要な場合は委任状
- (c) 出願する法人の存在及び代表権を証明する書類
- (d) 使用される原産地名称
- (e) 製品の利用、生産又は加工場所の証明。この証明書は、各原産地名称の規則に従って授権機関が実施する査察訪問の議事録により認証される。
- (f) 原産地名称により識別が求められる製品の特徴に関する証明書(その構成要素、生産又は加工方法及び保護された地理的範囲に関係する要因を含む)。これは各原産地名称の規則に従って授権機関が実施する査察訪問の議事録及び同機関が交付した証明書により証明される。
- (g) 当該手数料の納付日及び納付証明番号。

如何なる場合にも、本条(b)及び(c)に規定する要件は、法律に従って識別標識局が直接取得することができる範囲において、要求する必要はない。

第 92 条 異なる地理的範囲

原産地名称により識別される製品の生産及び加工が同一地域で行われない場合，出願人は両地域，すなわち原材料の生産及び加工の両方が共に許可地域であり，原産地名称の保護の宣言の対象となっていることを示さなければならない。

第 93 条 許可の遵法性

使用許可出願が本法における要件を満たしていない場合，所轄当局は出願人に通知して，当該条件を遵守させる目的で 15 日の延長不可期間を付与する。

第 94 条 外国での承認

ペルー国は，二国間又は多国間協定を締結することにより，ペルーの原産地名称について外国での承認を向上させるものとする。

第 XI 編 権利侵害手続に関する規定

第 I 章 ペルー所轄当局の権限

第 95 条 侵害手続の処理

侵害手続を処理するために、所轄当局は次のことを行う権限を有する。

- (a) 予備調査を行うこと
- (b) 職権により又は当事者の請求により、行政上の侵害手続を開始すること
- (c) 現地調査を行い、他の証拠を処理すること
- (d) 決定の効力を保証する目的で、手続内で又は手続とは別に予防的措置を命じること
- (e) 両当事者を調停審理に召喚すること
- (f) 産業財産権を保護するための制裁を命じること、及び
- (g) 現行の規則規定によって付与されたその他の権限を行使すること

第 96 条 知的所有権審判室の権限

侵害訴訟を審理するために、INDECOPI の知的所有権審判室は、次の権限を有する。

- (a) 所轄当局が発した審査可能な行為を行政の最終審である第 2 審として再審理すること
- (b) 申立の事実を明らかにするために職権により証拠に基づいて行動し、該当する場合には、侵害行為を制裁すること
- (c) 関連する場合は、所轄当局に付与されたものと同一の権限を有する予防措置を布告すること
- (d) 口頭審理を召喚すること、及び
- (e) 現行の法律規定に基づき同室に与えられたその他のこと

第 II 章 侵害を構成する行為

第 97 条 侵害行為

現行法で認められている産業財産権に違反する行為であって、国内領域内で行われるか又は行われる可能性のある行為は、侵害を構成する。

産業財産権の侵害行為から生じる行政上の責任は客観的である。

第 98 条 不公正競争

登録された産業財産権の構成要素又は著名な識別標識若しくは商号（登録の有無を問わない）に関係する不公正競争行為であって、他人の名声と混同させ又はこれを利用する不公正競争行為に関する訴えは、該当する場合、産業財産権の所轄当局の専属管轄とする。ただし、前記の訴えは各々の権利の所有者が提出することを条件とする。

また、産業財産権の構成要素及び産業財産権を構成することなく産業財産権の構成要素の使用に関係する構成要素を含む不公正競争行為についても、他人の名声と混同させ又

はこれを利用する不公正競争行為に関する訴えは、産業財産権の所轄当局の専属管轄とする。

この条に規定する場合には、行政上の責任は客観的である。

第 III 章 産業財産権の侵害手続

第 1 節 当事者の請求による手続

第 99 条 当事者の請求による手続

99.1 当事者の請求により手続が開始される場合、訴状は次の事項を記載しなければならない。

- (a) 請求人の完全名称、姓、会社名又は法人名、国家身分証明書類、外国居住者カード又は同等の書類、手続上の住所、及び該当する場合は、請求人代理人の識別情報。住所が表示されない場合又はこれが不正確、不存在若しくは通知を送付できない住所である場合は、本法第 100 条の規定が適用されるものとする。
- (b) 該当する場合は、納税者識別番号
- (c) 具体的な請求内容及び事実に関する理由、可能な場合は訴状を裏付ける法的根拠
- (d) 署名又は当事者が署名方法を知らない若しくは署名することができない場合は指紋
- (e) 委任状は、公的証書又は私的証書に記録することができるが、次の条件を遵守しなければならない。
 - e.1 自然人の場合、署名は公証人が認証すること
 - e.2 法人の場合、書類はそのために行為する本人を記載し、その署名は公証人が認証すること
 - e.3 非居住者が委任状を付与した場合は、これらは追加としてペルー領事官が認証すること
 - e.4 代理人として行為する者の委任状を提示した場合、代理人の存在及びそれによる代理が証明されること如何なる場合にも、委任状は、法律に従って、所轄当局が直接取得することができる範囲において、要求する必要はない。
- (f) 侵害行為を証明することを意図した証拠手段。
- (g) 被疑侵害者の場所及び通知が送達されるべき場所の特定。被疑侵害者の特定が不明の場合は、このために定められた要件に従い、侵害行為がなされたと推定される場所において、関連の現地調査を請求するものとする。この要件は、被疑侵害者の特定が現地調査の間にできなかった場合に、被疑侵害者を特定する請求人の責任を免じるものではない。被疑侵害者への通知場所が不明な場合は、本法第 100 条の規定が適用される。
- (h) 請求人の権利を保護する登録証の特定。侵害手続が商号(登録の有無を問わない)に基づく場合、訴状提出前における、その現在、現実及び効果的な使用を証明する書類を提示しなければならない。侵害手続が著名な識別標識に基づく場合は、そのような地位が認定されなければならない。

- (i) 行政処理に関する単一正文(TUPA)に定める規定に従い、各被告ごとの訴状提出手数料の納付
- (j) 書類の写し及びその添付書類(通知の数による)。提出された証拠が物理的な証拠を構成する場合は追加の写し、また、これがない場合はその表示を含めなければならない。

99.2 予防措置が請求され、これを被疑侵害者の施設で実施しなければならない場合及び／又は侵害が被疑侵害者によるものと推定される場合は、所定の手数料の納付後に対応する現地調査を請求しなければならない。この目的上、2 就業日が与えられ、さもなければ、上記の実施を必要とする予防措置の請求はなかったものとみなされる。

第 100 条 住所

手続を目的とする住所は、当事者自身が表示したものとみなされ、変更が明示的に伝達されるまで、有効とみなされる。

両当事者が不正確又は不存在の住所、又は通知を送付できない住所を表示した場合は、手続中に当事者が通知を受領した最後の住所を有効な住所とみなす。

前段落の規定及び通知規則に関する対応する基準を害することなく、本章が規定する手続においては、次の規則も考慮される。

(a) 被疑侵害者に対する通知：

- a. 1. 被疑侵害者に対する訴状の通知は、このために請求人が示した住所あてに送付される。この住所が不正確、不存在又は通知を送付できない住所である場合、請求人は 2 就業日以内に新住所を提供するよう要求され、そうしなかった場合、訴状は提出されなかったものとみなす。
- a. 2. 被疑侵害者に通報することができない場合、当該被疑侵害者が所在し、かつ、少なくとも最初の通報が行われた住所は、別の住所が提供されない限り、通報のための有効な住所とみなす。
- a. 3. 前記に定める基準に従い被疑侵害者に通知することができなかった場合、請求人は、当該目的で関連の基準において定められた要件に従い、当局が請求人の費用で公告を通じて通知を命じるよう請求しなければならない。

公表は、ペルー国公報及び最大の発行部数を有する全国紙の 1 つにおいて、1 回のみ行われなければならない。公表は、各刊行物において同時に行われることが望ましいが、これが不可能な場合、各公表の間に最大 3 暦日を置いて行われなければならない。管理者は、公表命令が添付された通知の翌日から起算して 10 就業日以内に両方の公表を行うことに従わなければならない。その後に行われた公表は有効ではない。この場合、管理者は当該命令の写しを請求することができ、当該命令は、表示された期限に従って公表されなければならない。

利害関係者は、公表命令が通知された翌日から起算して 30 就業日以内に上記の公表を行ったことを証明しなければならない。公表命令の写しの発行は、30 就業日の期間の新た

な起算を生じさせない。

当該期間が、前段落の規定に従って刊行物を証明することに従わずに経過した場合、事案の終結決定が発出されなければ、本手続の放棄が宣言される。

上記の規定は、費用及び経費の支払請求の場合にも適用される。

(b) 請求人への通知

- b. 1. 前記に定める基準に従い請求人に通知することができない場合、訴状の提出日又は場合により対応する行政行為の通知不能の日から 30 就業日後に、訴状及び提出された記録は破棄され、手続は終了する。
- b. 2. 通知不能だった行政行為が、手続を終了する行為、行政上の救済を消尽する行為又は第 1 の前記行為後で第 2 の前記行為前に布告された行為の場合、当該行政行為は公告を通じて通知され、それぞれの費用は、請求人が当該手続又は所轄産業財産権機関に対して提起されたその他の手続において、請求人に転嫁される。
- b. 3. 通知不能だった行政行為が手続を終了させた又は行政上の救済を消尽させた決定の布告後に当事者の何れかが提出した書類に関して規制するものである場合、当該書類は提出されなかったとみなす。

(c) SUNAT により認可された一時倉庫への通知について

SUNAT が認可した一時倉庫に保管されている商品に関連する事案について発行された 1 以上の予防措置を通知する必要がある場合、これらは電子メールで有効に通知される。この目的上、所轄当局は、一時倉庫の電子メールアドレスを書面で示し、5 就業日以内に通知する必要があることを要求し、さもなければ、ペルー所轄当局の職務の遂行を妨害したとして第 116 条に定められた制裁を課すことを警告する。

第 101 条 不備の補正

本法第 99.1 条に定める要件が遵守されない場合は、(f) 項を除き、利害関係人は 2 就業日以内に、生じたとされる不備を補正するよう通知される。

要件が遵守された場合、訴状は処理のために受理され、その通知が被疑侵害者に送達される。

第 102 条 訴状への応答

102.2 訴状に対する応答は、第 109 条の規定に従い事件の解決準備が立証されるまで、被疑侵害者が同人の主張を展開して証拠を提示又は提供することができることを害することなく、その通知の翌日から起算して 5 就業日以内(延長不可)に提出されなければならない。

102.2 訴状に対する応答は、該当する場合は、本法第 99 条に定めるのと同じの要件を遵守しなければならない。これらの要件が満たされない場合、被疑侵害者は 2 就業日以内に、生じたとされる不備を補正するよう通知され、これをしなかった場合は、応答は提出されなかったとみなされる。

102.3 被疑侵害者が前記期間内に各事件について訴状に応答をしない場合又は回答における不備を補正しない場合、被疑侵害者は不履行を宣言される。

第 103 条 証拠

両当事者は、次の種類の証拠に限り、提出することができる。

- (a) 書類(種類を問わない書面、印刷書類、写真複写、図解、表、図面、レントゲン、映画フィルム及びその他の音響及び映像の複製、移動体通信全般、その他事実、人間の活動又はその結果を含み又は表す物品及び文書
- (b) 検査、及び
- (c) 専門家鑑定

例外的に、前段落記載以外の証拠を提出することができる。この証拠は、所轄当局の意見において、事件の解決に関係する場合にのみ、受理される。

第 104 条 立証責任

立証責任は、自分の主張を裏付ける事実を肯定する者又は新たな事実を主張してその事実を否定する者に課される。

製品の取得方法が主題である特許の侵害が存在すると主張された場合は、その者が製品の取得のために使用した方法が、侵害されたと主張される特許により保護される方法とは異なることを証明するのは、被疑侵害者の責任である。

このためには、別段の証明がされた場合を除き、特許所有者の同意なく製造された同一の製品は、次の場合は、特許方法により取得されたとみなされる。

- (a) 特許方法により取得された製品が新規である場合、又は
- (b) 同一の製品が当該方法を用いて製造された可能性があり、この方法の特許所有者が合理的な努力を通じて実際に使用された方法を決定することができない場合

第 105 条 費用の負担

専門家鑑定、証拠の処理、検査から生じる費用、その他手続の実施に起因する費用は、これらを請求する当事者が負担する。

第 106 条 証拠の拒絶

所轄当局は、当事者が提出又は提供した証拠が明らかに無関係又は不要である場合、理由を陳述した決定により、当該証拠を拒絶することができる。

第 107 条 職権による証拠収集行為

権原のある機関は、事実の調査に必要な証拠調べ行為を職権で実施する権限を有し、必要に応じて、起訴された行政違反の有無を決定するために関連する文書、情報又は物を収集する。

第 108 条 調停審理

手続中の何れの段階においても、また、訴状の処理が認められる前であっても、当事者を調停審理に召喚することができる。審理は、ペルーの所轄当局又はこのために任命さ

れた者の前で行うものとする。両当事者が訴状に関して合意に達した場合は、当該合意を陳述した証書が作成され、執行力を有するものとする。

第 109 条 事件の解決段階

事件の解決準備が整った場合、所轄当局はこれを包袋に記録しなければならない。この段階においては、所轄当局から要求されない限り、追加の証拠を提出したり、その措置を請求することができない。

発明特許、実用新案特許及び工業意匠の侵害に関する申立の場合、対応する実体審査が行われなければならない。申立人は、申立の通知日から 10 就業日以内に、当該審査に対応する納付指令に応じなければならない。さもなければ、申立の放棄が宣言される。

第 110 条 侵害手続の時効

侵害手続は、所有者が侵害に気付いた日から 2 年間、又は如何なる場合も侵害が最後に行われたときから 5 年間で時効となる。

第 2 節 職権による侵害手続

第 111 条 職権による侵害手続

侵害手続は、該当する場合、本編第 1 節に定める手順に従って、職権で提起することができる。

第 IV 章 予防措置

第 112 条 予防措置の請求及び変更

予防措置の請求は、それぞれの権利の所有者により提出され、適用される本法第 99 条に規定される同一の要件に従わなければならない。当該要件を充足しない場合、請求人は、2 就業日以内に生じた不備の補正指令が発出され、応じなければ、当該請求は提出されなかったものとみなされる。

予防措置は、手続期間中、職権で又は当事者の要請により、変更又は解除することができる。

第 113 条 予防措置の失効

予防措置は、不服申立が第 1 審において根拠がないと宣言された場合を除き、手続を最終的に解決する決定により失効する。

第 114 条 責任の免除

予防措置は、費用、経費及び請求人の責任の下に発せられる。

権限のある当局は、善意で実施され又は計画された行動の場合には、予防措置に関して、職権で又は当事者の請求により、その当局が採択した決定について、その当局に帰することができる責任を免除される。

第 V 章 捜査及び査察訪問の権限

第 115 条 捜査の権限

ペルー所轄当局は次の捜査権限を有するが、この一覧は網羅的ではない。

(a) 国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わず、自然人又は法人並びに公的又は私的の主体に対し、帳簿、会社書類、支払証票、取引書状及び電子登録簿（該当する場合は当該登録簿を読むために必要なプログラムを含む）を含むすべての種類の書類の提出を要求すること。また、企業の組織、事業、株主及び所有構造に関連する情報を請求すること。

(b) このために任命された公務員を通じて、供述の完全かつ信頼できる登録簿を作成するのに必要とみなされる技術手段を利用して、捜査中の者又はその代理人、従業者、職員、監査人、第三者を召喚して事情聴取すること。このためには、所轄当局はテープ録音又はビデオテープ録画を用いることができる。

(c) 事前通知の有無に拘らず、自然人又は法人並びに公的又は私的の主体（国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わない）の構内において調査を実施すること。これらの調査において、帳簿、登録簿、証拠書類及び資産を審査し、生産的処置の進展を定め、それに関与した者であってその上に捜査中に必要な情報を提供しなければならない者から陳述を聴取することができる。調査の間、物理的又は電子的保管文書の写し、並びに関連するとみなされる書類又は必要とみなされる場合の写真又はフィルムを作成することができる。捜査を実施するために、警察の支援を求めることができる。強制立入が必要な場合は、捜査令状が要求されるものとし、これは最長 24 時間以内に決定される。

(d) 自然人又は法人並びに公的又は私的の主体（国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わない）は、捜査中の書類、処置及び財産の保全、永続性又は完全性、並びに、その職務の行使に必要な協力を可能にする措置を要求すること。

(e) 予防措置又は捜査に終止符を打つ決定を通じて、自然人又は法人並びに公的又は私的な主体（国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わない）に対し、産業財産権によって保護されている要素の不正な使用を伴う第三者の行為の継続又は実行を防止する措置を講じることを要求すること。

また、ペルー所轄当局は、適切とみなす場合は、その捜査権限を委任することができる。

司法当局は、侵害者に対し、侵害する商品又は役務の生産及び流通に参加した第三者の身元及びその流通経路について報告するよう命ずることができる。同様に、司法当局は、侵害者に対し、当該情報を権利の所有者に提供するよう命ずる権限を有する。

第 116 条 虚偽の情報

ペルー所轄当局に対して虚偽の情報を故意に提供した者、請求された又は採択される決定の目的に関連する情報、帳簿、記録又は書類を隠匿し、破棄し若しくは改変した者、正当な理由なく自己に要求された情報に関する要件を遵守しなかった者、出頭を拒否した者又はペルー所轄当局の職務の行使を妨害若しくは妨げた者は、該当する場合の刑事責任を害することなく、当該行為について 50 UIT 以下の罰金の制裁を受けるものとする。再犯の場合の罰金は、その度ごとに倍額とする。

第 117 条 情報要求

ペルー所轄当局は、公的主体から情報を要求して受領したデータと他の方法で入手したデータとを照合することができる。秘密情報を受領した場合、ペルー所轄当局は関連の保護措置を講じて、関連の規則に従って情報を秘密に保持しなければならない。

第 118 条 捜査手続

捜査の何れかの段階において、又はその開始に先立ち、捜査に関する査察を職権により又は当事者の請求により実施することができる。この査察は、所轄当局により又は当局が任命した者により実施される。

査察請求は、正当に裏付けなければならない、同様に、対応する手数料の納付が証明され、査察が行われる場所が示されなければならない。

当事者が査察を請求した場合、当該査察は、申請人との調整後に実施されるものとし、申請人が 30 就業日以内に当該調整を行うものとする。その設定期間が当該調整を行うことなく経過した場合、査察が捜査の目的を構成する場合又は査察と共に被疑侵害者に訴状が通知された場合、査察請求は破棄される。その他の場合、その状態に応じて、捜査は継続する。

査察が実施された場合は必ず、当該査察の担当者及びそれに参加した者が署名した証書を作成しなければならない。被疑侵害者、その代理人又は施設の責任者がこれを拒否した場合、当該事実は記録されなければならない。

第 119 条 国家警察の介入

証拠の使用及び捜査の遂行のために、ペルー所轄当局又は当該目的のために任命された者は、自己の職務を保証する目的で国家警察の介入を要請することができる。

第 VI 章 制裁、最終措置及び強制的罰金

第 1 節 制裁

第 120 条 制裁

侵害行為を停止させる又は当該行為の発生を防ぐために命じられる措置を害することなく、次の制裁を課すことができる。

- (a) 警告
- (b) 罰金

ペルー所轄当局が産業財産権侵害に対して決定し得る罰金は、150 UIT 以下とする。侵害行為から得た実際の不当利益が 75 UIT 相当額を超える場合、罰金は、侵害行為を通じて得た売上高又は総収入の 20%とすることができる。

再犯は加重事情とみなされ、適用可能な制裁は従前の制裁を下回らないものとする。

捜査を終結する又は行政上の救済を消尽する決定の条件を債務者が 5 就業日以内に遵守しない場合は、許可される最大限度の罰金が課せられ、その強制徴収が命じられる。債務者が不遵守を継続する場合、ペルー所轄当局は、債務者が決定を遵守するまで、それ以降、継続的かつ無制限に倍額の罰金を課すことができる。ただし、債務者を公訴官に告訴し、公訴官が適切な刑事手続を命じることを害するものではない。

第 120A 条 遺伝資源及び伝統的知識に適用される規則の不遵守

アンデス共同体委員会の決議 486 第 26 条(h)及び(i)に規定され、遺伝資源へのアクセスに関する規則の第 20 条及び第 21 条に規定されている契約要件を特許出願人が遵守しない場合、次の制裁の 1 又は 2 以上が課される。ただし、出願人が特許付与手続を取り下げるか又は当該発明がペルーを原産国とする伝統的知識又は遺伝資源を使用していない旨の十分な説明をする場合を除く。

- a) 1,000 UIT 以下の罰金。
- b) 補償。
- c) ロイヤルティ及び/又はその他の金銭的若しくは非金銭的措置の分配を含む、利益の公正かつ衡平な分配。
- d) 技術移転及び能力開発。
- e) 使用許可。

特許の分野において強制ライセンスが要求される場合は、アンデス共同体委員会決議 486 の第 61 条から第 69 条まで及び本法第 40 条が適用される。

第 121 条 制裁の決定

適用すべき制裁を決定するために、ペルー所轄当局は、特に次の基準を考慮することができる。

- (a) 侵害の実行による実際の又は潜在的な不法利益
- (b) 侵害を発見する可能性
- (c) 侵害行為の態様及び範囲
- (d) 侵害行為の影響
- (e) 侵害行為の継続期間
- (f) 侵害行為の実行における反復性
- (g) 侵害行為の実行における悪意

必要な場合、これらの基準は、課すべき罰金を設定する目的においても考慮される。

第 2 節 最終措置

第 122 条 最終措置

侵害行為の実行に対して課される制裁を害することなく、ペルー所轄当局は、特に次の最終措置を命じることができる。

- (a) 侵害を構成する行為の中止
- (b) 侵害の結果生じた製品（容器、包装、ラベル、印刷物、広告物、その他の素材を含む）並びに侵害のために用いた材料及び手段を流通経路からの除去すること
- (c) (b) に記載の製品、材料若しくは手段の輸入又は輸出の禁止
- (d) 侵害の継続又は反復を防ぐために必要な措置
- (e) (b) に記載の製品、素材又は手段の破棄、又は被告の施設の一時的若しくは最終的な閉鎖
- (f) 被告の施設の一時的又は最終的な閉鎖
- (g) 手続を終結する決定の公告及びその関係人に対する通知。その費用は侵害者が負担するものとする。

虚偽の商標を付した製品に関連して、当該商標の削除又は除去は、これら製品の市場導入防止を目的とする措置を伴わなければならない。同様に、当該製品をペルーから、そのままの状態です再輸出又は異なる税関手続の対象となることも認められない。

例外は、ペルー所轄当局により正当に認定された場合又は所有者から明示的に許可された場合である。

INDECOPI の知的所有権審判室は、最終措置を布告するために、行政第 1 審である所轄当局が有するのと同じ権限を有する。

第 122A 条 提供された物理的試料の送付先

その性質上健康に危害を及ぼす又はその大きさ若しくは特性により保管が困難である試料が提出された場合、当該試料は、廃棄又は被管理者に返却することができる。返却が決定された場合、被管理者は、試料が回収を命じられ、さもなければ、次項の規定に従って当該試料を処分する。如何なる場合においても、物理的試料の関連する部分は、紛争解決のために保管されなければならない。そのために、提供された物理的試料の関連する特性の記録を包袋に残し、その証拠価値を保存することができるような、製品の複写、写真記録又はその他の適切な手段を取得しなければならない。

捜査が終了し、その決定が法的期間内に司法当局において争われなかった場合、所轄当局は、証拠としてそれらを提供した当事者への物理的試料の返還を命じることができ、その目的のために、10 就業日以内にそれらを回収するよう命じる。さもなければ、法令第 807 号第 63 条の規定に従って、それらの廃棄又は競売が命じられる。この場合、所轄当局は、製品の複写、写真記録又はその証拠価値を保存することを可能な、その他の適切な手段を取得するために必要な手配を行い、提供された物理的試料の関連する特性の

記録を包袋に残すものとする。

この規定は、INDECOPi の各局において処理されるすべての手続に適用される。

第 3 節 強制的罰金

第 123 条 罰金

ペルー所轄当局が命じた予防措置の遵守を義務付けられた当事者がそれを怠った場合、当該当事者は 150 UIT 以下の罰金が課されるものとし、罰金の程度については、制裁決定のために定められた基準が考慮される。対応する罰金は、5 就業日以内に納付されるものとし、その期間が経過した場合は、強制徴収が命じられる。

前段落に記載の不遵守が継続する場合、ペルー所轄当局は、最後に課した罰金の倍額を新たな罰金として以後、継続して無制限に課することができる。

第 124 条 虚偽の告発

告発が虚偽であること又は合理的な動機がないことを知っていて、罰すべき侵害を自然人若しくは法人又はその他の公的若しくは私的な主体（国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わない）に帰するとして告訴する者は、正式な理由のある決定を通じて、最大 50 UIT の罰金をもって制裁されるものとする。刑事上の制裁又は適切な損害賠償を害することなく、行政上の制裁が適用される。

第 4 節 罰金の減額

第 125 条 罰金の減額

適用される罰金は、侵害者が当該罰金を課す決定に対して審判請求する期間の満了前にその金額を納付した場合は、25%減額される。ただし、前記決定に対する審判請求が提出されていないことを条件とする。

第 VII 章 費用及び手数料

第 126 条 費用及び手数料

当事者の請求により、ペルー所轄当局は、敗訴当事者が相手方当事者又は INDECOPI が負担した捜査の費用及び経費の支払を命じなければならない。このために、勝訴当事者は前述の事案により生じた経費を証明しなければならない。

前段落の規定は、対応する罰金を損なうことなく、第 23 条に規定する無謀な異議申立にも適用される。

第 127 条 理由

ペルー所轄当局は、理由を付した決定により、費用及び手数料の裁定の範囲を、金額並びに義務を負う当事者及び受益者の双方の観点から、捜査事案を考慮し、かつ、これらを課する決定が同意された後に勝訴当事者が提示する和解案に従って定める。

費用及び手数料に関する決定は、いったん同意すれば、執行可能な権原の地位を有するものとする。。

第 VIII 章 手続の終結期間

第 128 条 手続の終結期間

ペルー所轄当局は、最長 180 就業日以内に、争点となっている事項に関する決定を布告する。

第 IX 章 損害賠償

第 129 条 損害賠償

行政上の救済が消尽した場合、生じた場合の損害の賠償は、民事上の救済（民事訴訟）を通じて請求することができる。民事訴訟は、行政手続の終結後 2 年間で時効となる。

第 130 条 考慮されない収益

決議 486 の第 243 条の規定に加えて、さらに、商標の模倣の疑いに関して、侵害者が得た収益であって当該侵害に帰属するものは考慮される。ただし、賠償額の算定においては、これらの収益は考慮されない。

第 XII 編 不服申立

第 131 条 審判請求

各所轄当局の侵害手続で処理された出願の場合を除き、所轄当局が布告した決定に対しては、その通知後 15 日以内に審判請求を提起することができ、このためには新たな証拠を添付しなければならない。

審判請求は、明細書、特許請求の範囲又は図面の変更に基づくことはできない。

第 132 条 不服申立

所轄当局が布告した手続を終了する決定に対しては、その通知後 15 日以内に不服申立することができる。

不服申立は、明細書、特許請求の範囲又は図面の変更に基づくことはできない。

第 133 条 侵害手続における不服申立の範囲

侵害手続においては、前条に規定する場合のほか、罰金を科する旨の決定、予防措置の請求についての決定、手続の続行が不可能であるとの決定をする行政上の行為及び防御欠如をもたらす可能性のある行為に対して、不服申立をすることができる。

所轄当局の侵害手続において処理中に提出することができる唯一の手段は、不服申立である。所轄当局の侵害手続における不服申立の提出期限は、15 就業日とする。

第 134 条 不服申立の付託

不服申立は、新たな書類を提示、提出された証拠の異なる解釈又は純粹に法律上の疑問点若しくは不服点を明示した上で、決定を布告したのと同じ当局によって支持されなければならない。

本条及び INDECOPI の行政処理に関する単一正文(TUPA)において定める要件が検証された場合、所轄当局は不服申立を許可し、手続を行政第 2 審に付託しなければならない。

第 4 条の(4.3)及び(4.4)に規定する決定に対して提起された不服申立の場合、所轄当局は、不服申立を認め、その手続を最後の行政審である各委員会に付託する。

第 135 条 不服申立の結果

手続を終了する決定に対する不服申立には、停止効果を伴って認められる。

罰金に対する不服申立には、停止効果を伴って認められる。

予防措置を命じる決定に対する不服申立には、停止効果を伴わずに認められる。

手続の続行が不可能であるとの決定をする行政上の行為及び防御欠如をもたらす可能性のある行為に対する不服申立には、執行猶予付きで認められる。

該当する場合は、不服申立は異なる事件記録として処理される。

第 XIII 編 審判手続

第 136 条 審判手続

すべての場合において、知的所有権審判室は、審判請求人が審判請求を提出しなければならなかった期間と同等の期間内に、その主張の提示に応答することができるように、審判請求を被請求人に転送しなければならない。

被請求人は、転送に応答するときは、その提示のための期間を除き、審判請求を提出するために要求される要件を遵守しなければならない。審判に加わることができる。その遵守は、前項に示された期間と同一の期間で、審判請求人に当該応答が通知されなければならない。

不服申立又はその付託に回答しないことは、回答しなかった当事者の状況に対する判断の要素とはみなされない。

知的所有権審判室における審判手続の最長期間は、180 就業日である。

第 136A 条 知的所有権審判室への意見書の提出

当事者は、手続が解決される段階に移行する前に、関連すると考える意見書及び書類を提出する権利を有する。技術事務局は、手続がこの段階にあることを証明する記録を作成し、それを包袋に添付して当事者に通知し、通知の翌日から効力を生じる。

当事者は、以前に提示された事実又は法的主張を繰り返す意見書を提出することは認められない。

第 136B 条 重大な方向への審決禁止

第 2 審の審決は、第 1 審の決定よりも重大な制裁又は確定的措置を侵害者に課すことはできない。ただし、当該事項を疑問として当事者が不服申立した場合又は不服申立に参加した場合を除く。

第 136C 条 通知返還の不受理

当事者によって最後に指定された住所に対して行われた通知の返却は、当該住所がもはや当事者に属していないとの主張すること又は代理人の変更を理由とすることは、認められない。当該住所に対して行われた通知は、完全な効力を生じる。

第 136D 条 当局における手続規則の適用

本編の規定は、必要に応じて、当局に対して行われる手続にも適用される。

第 137 条 証拠

書類以外の証拠は受理されない。ただし、これを害することなく、何れの当事者も、発言が事実に関する質問であるか否か又は法律に関する質問であるか否かを明記の上、発言を請求することができる。

審判室は、事件の重要性及び影響力を鑑みて、当該請求を処理するか拒絶するかを決定する。

両当事者が口頭での報告に召喚された場合、報告は召喚に出席した者の面前で与えられる。

第 138 条 審判室の決定

関係当事者が所轄当局の決定に対して審判を請求している場合、知的所有権審判室の決定には、関係当事者に対して、よりも重大な制裁又は確定的措置を含むことができない。ただし、手続の他方当事者により不服申立された場合を除く。

第 139 条 技術事務局の職務

技術事務局は、特に以下の権限を与えられる。

1. 審判室にある文書の認証謄本を発行すること；
2. 審判請求に対する証拠処理の承認及び審判室が担当する文書として提出されたあらゆる文書を承認すること；
3. 文書の秘密保持の要請を決定すること；
4. 法律で定められた警告に従って、情報を要求すること；
5. 文書作成のための聴聞の開催の要請を受諾又は却下すること。
6. 知的所有権審判室の構成員が書面で明示的に外部に委任するその他の権限。
7. 技術事務局は、何れかの当事者の要請により、第二審において進行中の手続の当事者の何れかと面会することができる。当該面会は、技術事務局が必要と認める場合を除き、相手方を召喚することなく開催することができる。
8. 書面による連絡を通じて、事務局の職務の一部及び事務局の責任の下での行為又は決定の署名を技術事務局の職員に委任すること。

第 140 条 知的所有権審判室の決定に対する異議

法律第 1033 号第 18 条の規定に従い、知的所有権審判室が発出した決定には、行政上の救済が消尽されており、行政上の係争手続を通じてのみ異議を申し立てることができる。当該決定の有効性又は根拠に異議を申し立てることを目的として当事者が行政当局に提出した書類は、認められない。これは、職権により自らの決定の無効を宣言する審判室の権限を害するものではない。

最終補足規定

第 1 産業財産権に関する国内法

本法は、決議 486 及び 632（工業所有権の共通制度）に含まれる規定を補足するために布告され、国内法とみなされる。

第 2 他の標識の使用

「登録標章」、「R.M.」又はその他同等物の表示を、ペルー所轄当局における登録商標でない標識と共に使用することは禁止される。登録商標でないこれらの識別標識を採用した場合は、所轄当局により制裁され、商品は没収され、識別標識は破棄される。

同様に、「原産地名称」、「A.O」又はその他の同等物の表示を、原産地名称を有さない又は対応する使用許可を所轄当局から得ていない製品に商取引において使用することは禁止される。

本規定が適用される場合は、手続は職権により開始され、本法第 XI 編の「権利侵害手続に関する規定」に定められた規定に従う。

第 3 技術報告

産業財産権に対する侵害の場合、公訴官庁が起訴状又は意見書（場合による）を交付する前に、公正競争知的所有権保護庁（INDECOPI）の所轄当局は 5 日以内に技術報告を交付しなければならない。当該技術報告書は、専門家又は証言の文書としての地位を有さず、報告書を発行する職員による認証の対象とはならない。

第 4 民事訴訟

利害関係人が民事訴訟の提起を希望する場合、特別法に含まれる規定が適用される。

予防措置の発出のために、司法当局は、侵害したとされる製品、関連する資料及び実施並びに侵害に関する証拠書類の押収を命じる権限を有する。また、司法当局は、原告が合理的に所有している証拠並びに合理的な担保又は同等の担保の構成を要求することができるが、これは、所有者が本規則に定められた手続にアクセスする権利を不当に妨げるものではない。

第 5 補足適用規則

本法に特に規定がない限り、政令第 807 号（INDECOPI の権限、規則及び組織に関する法律）、その修正及び差替、法律第 27444 号（行政処理全般に関する法律）及びその他の関連規則は、産業財産権及び関連の手続に適用される範囲において優先する。

第 6 効力

本法は、ペルー共和国及びアメリカ合衆国間で調印した貿易促進協定が発効する時点から施行される。

第 7 標識

決議 486 の第 155 条の規定の適用上、「標識」には、地理的表示も含むと理解される。

経過補足規定

第 1 適用

本法の施行時点で処理中の事案は、それが存在する状態で、本法に従い処理される。

補足廃止規定

第 1 廃止規則

法律第 823 号及び本法に反するその他の規定はここに廃止される。